

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(平成36年12月31日まで)

秋本務第537号 生企第298号  
地 第180号 少 第154号  
生環第442号 刑企第142号  
捜一第209号 組対第677号  
交企第126号 交指第152号  
備一第 94号 備二第 82号  
平成19年7月10日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

秋田県警察再被害防止要綱の改正について（例規）

犯罪被害者の再被害防止については、これまで「秋田県警察再被害防止要綱の制定について（例規）」（平成13年11月12日付け秋本務第729号、生企第445号、少第208号、生保第393号、捜一第339号、捜二第752号、交指第231号、備一第101号、備二第147号。以下「旧例規」という。）により措置を講じてきたところであるが、このたび、再被害防止措置の一層の推進を図るほか、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行に伴い、別添のとおり秋田県警察再被害防止要綱を改正したので、所属職員に周知徹底の上、適切に運用されたい。

なお、旧例規は廃止する。

別添

## 秋田県警察再被害防止要綱

### 第1 目的

本要綱は、犯罪の被害者等（被害者又はその親族をいう。以下同じ。）が、加害者（検挙した犯罪の被疑者をいう。以下同じ。）により再び危害を加えられる事態を防止することが、被害者等の基本的な要望であるとともに、被害申告を容易にするなど捜査上も不可欠であることにかんがみ、再被害を受けるおそれの大きい被害者等の保護に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

### 第2 再被害防止対象者

本要綱において、再被害防止対象者とは、犯罪の被害者等で、犯罪の手口、動機及び組織的背景、加害者と被害者との関係、加害者の言動その他の状況から、加害者から再犯による生命又は身体に関する犯罪被害を受けるおそれが大きく、組織的・継続的な再被害防止措置を講ずる必要があるものとして、警察本部長が指定する者をいう。ただし、再被害防止対象者が、「秋田県警察保護対策実施要綱の制定について(例規)」(平成7年2月13日付け秋本捜二第96号、備一第64号)の保護対象者に該当するときは、本要綱第4の再被害防止措置の実施に関する規定（加害者の釈放等に関する情報その他の関連情報に係る部分を除く。）は適用せず、秋田県警察保護対策実施要綱に基づく保護対策を実施するものとする。

### 第3 再被害防止対象者の指定等

#### 1 再被害防止対象者の指定

##### (1) 指定上申

警察署長又は本部捜査担当課長（事件の捜査を指導する立場にある警察本部の課の長をいう。以下同じ。）は、犯罪を検挙し、再被害防止対象者に指定する必要がある被害者等を認めたときは、本部捜査担当課長を経由して、警察本部長に再被害防止対象者の指定を上申するものとする。また、被害者等からの相談、関係機関からの通報等があった場合には、当該相談等に関する警察署長は、再被害防止対象者の指定の要否について検討し、必要に応じ、本部捜査担当課長を経由して警察本部長に再被害防止対象者の指定を上申するものとする。

##### (2) 指定

警察本部長は、指定の上申があった被害者等が、第2に定める再被害防止対象者に該当すると認めるときは、当該被害者等を再被害防止対象者に指定するものとする。

#### 2 再被害防止措置実施警察署の指定

警察本部長は、再被害防止対象者を指定したときは、再被害防止対象者及び加害者の住居地、勤務地等を勘案し、再被害防止措置を講ずる警察署を再被害防止措置実施警察署に指定するものとする。

#### 3 再被害防止担当官の指定

再被害防止措置実施警察署に指定された警察署の署長（以下「再被害防止措置実施警察署長」という。）は、当該事件を主管する警察署担当課長を再被害防止担当官に指定するものとする。また、再被害防止担当官に異動があったときは、新たな指定を

行い、再被害防止措置の実施に間隙が生じないようにするものとする。

## 第4 再被害防止措置の実施

### 1 実施体制

再被害防止措置は、原則として、次の分担により実施するものとする。

#### (1) 本部捜査担当課長

本部捜査担当課長は、別に定めるところにより、加害者の釈放等に関する情報を把握するほか、再被害防止措置の実施に必要な関連情報を集約・分析し、再被害防止措置の実施について、再被害防止措置実施警察署長を指導する。

#### (2) 再被害防止措置実施警察署長

再被害防止措置実施警察署長は、総合的な体制を確立するとともに、再被害防止措置を実施する上で関係する警察署長と連携の上、2に定める措置事項を実施する。

#### (3) 再被害防止担当官

再被害防止担当官は、再被害防止措置実施警察署長の指揮を受け、再被害防止措置の実施及び関係所属との連絡調整に当たる。

#### (4) 本部被害者対策担当課長

本部被害者対策担当課長（警察本部警務部警務課長をいう。以下同じ）は、再被害防止対象者の指定及び再被害防止措置の実施について、本部捜査担当課長からの連絡を受け、その状況を把握するとともに、本部捜査担当課長に対し、本要綱の運用及び被害者対策に関連する事項について助言・協力する。

### 2 措置事項

#### (1) 関連情報の収集

再被害防止措置実施警察署長は、再被害防止措置の実施に必要な関連情報を収集するものとする。

#### (2) 再被害防止対象者に対する措置

再被害防止措置実施警察署長は、再被害防止対象者への連絡体制を確立し、要望の把握に努めるとともに、非常時の通報要領、自主警戒等について指導を行い、必要に応じ、重点警戒、専従流動警戒、固定警戒などの警戒措置を講ずるものとする。なお、再被害防止対象者から加害者の釈放等に関する情報その他の関連情報について教示を求められた場合又は再被害防止のために必要な場合には、別に定めるところにより関連情報を教示するものとする。

#### (3) 加害者に対する措置

再被害防止措置実施警察署長は、加害者の動向把握を行うほか、必要に応じ、指導警告等を行うものとする。また、刑罰法令に触れる行為を認知した場合には、検挙等厳正に対処するものとする。

## 第5 指定期間及び解除等

### 1 指定期間

指定期間は、指定の日から1年間とする。ただし、未決勾留期間及び自由刑の執行期間は算入しない。

### 2 指定の解除

指定の解除は、1に定める期間を経過したときとする。

### 3 指定期間の延長の上申

再被害防止措置実施警察署長は、指定期間経過前に指定期間延長の要否を検討し、その必要があると認めるときは、本部捜査担当課長を経由して、期間を定めて指定期間の延長を上申するものとする。

### 4 指定期間内の解除の上申

再被害防止措置実施警察署長は、指定期間内であっても、指定の必要がなくなると認められるときは、本部捜査担当課長を経由して、指定解除を上申するものとする。

### 5 指定期間の解除又は延長

警察本部長は、再被害防止措置実施警察署長から3又は4の上申がなされたときは、再被害防止対象者の指定期間の延長又は指定期間内の解除の要否を決定するものとする。

## 第6 関連情報の秘密の厳守

再被害防止の関連情報は、適正に管理し、その秘密を厳守するものとする。

## 第7 他の都道府県警察との連携等

### 1 他の都道府県警察への協力依頼等

再被害を防止する上で関係を有する警察署が他の都道府県警察に属するときは、再被害防止措置実施警察署長は、本部捜査担当課長を経由して、当該都道府県警察の本部捜査担当課長を通じ、当該警察署長に協力を依頼するものとする。また、本部捜査担当課長を経由して、他の都道府県警察から協力依頼を受けた警察署にあっては、誠実にこれに当たるものとする。

### 2 警察庁等による調整

再被害防止措置実施警察署長は、他の都道府県警察に対し協力を求めるため必要があるときは、本部捜査担当課長を経由して、管区警察局又は警察庁による調整を求めることができる。

## 第8 刑事施設等との連携

再被害防止措置の実施に当たっては、別に定めるところにより、検察庁、刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所をいう。また、受刑者を収容する少年院を含む。）、地方更生保護委員会及び保護観察所と連携するものとする。

## 第9 報告

再被害防止対象者の指定状況等について、別に定めるところにより、警察庁に対し、定期的又は随時に報告するものとする。

## 第10 本要綱の準用

被害者等以外の関係者（捜査を行うに当たり関係を有することとなるすべての者をいう。）について、加害者の逆恨み等により加害行為の対象となるおそれがあり、保護措置を実施する必要がある場合には、本要綱を準用するものとする。